

## 社会福祉法人ぬくもり福祉会 役員等報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぬくもり福祉会（以下「法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」とする）について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等がその職務に従事したときは報酬等を支給する。

### (報酬等の額)

第3条 役員等の報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事会、評議員会等の会議出席などの職務報酬については別表1に定める額
- (2) 監事による監事監査の職務報酬については別表2に定める額
- (3) 役員等が職務のために旅行したときは、法人の旅費規程に基づき支給する

### (当法人職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等の報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支払方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、当該職務を行った都度、支給する。

### (公表)

第6条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第8条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

< 附 則 >

この規程は、平成10年12月1日より施行する。

この規程は、平成14年5月27日より施行する。

この規程は、平成19年3月22日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 理事会・評議員会等の会議出席などの職務

役 職 名	報酬の額（日額）	備 考
理 事 長	5,000円	
理 事	4,000円	
監 事	4,000円	
評 議 員	4,000円	
評議員選任・解任委員	4,000円	
第 三 者 委 員	4,000円	
理事長が指名する有識者	4,000円	

別表2 監事監査

役 職 名	報酬の額（日額）	備 考
理 事 長	5,000円	
理 事 等	4,000円	理事・評議員
監 事	24,000円	会計監査
	12,000円	事業監査